

## 近世天台宗教団における南光坊天海の役割

——特にその仲介・斡旋行為を中心に——

宇 高 良 哲

### はじめに

南光坊天海の仲介・斡旋行為は天台宗内だけにとどまらず、他宗の人々や一般人の罪人救済などまで、その活躍は多方面にわたっている。このことについての代表的な研究としては、辻善之助博士が、その著『日本仏教史 近世編之二』第三節「南光坊天海」の項ですでに次のように指摘されている。天海の事蹟としての特色は、天台宗の復興である。而もその復興した寺院を、自己の配下に属せしめて、その権力集中を図った。関東天台の分立の如き亦その一例と看るべきである。また他宗の寺院若しくは廃寺でも、何等かの由緒関係を求めて、之を天台宗に帰せしめようとした。この他何等かの機会に、自己の権勢拡張を図る為、さまざまの行動をした。その実例を左に掲げる。(実例については項目のみを示す)

- 一、吉野金峯山寺の木食への対応
- 二、北野千本養命坊訴訟
- 三、和泉牛瀧寺の押領
- 四、上野長樂寺
- 五、備前金山寺
- 六、信州善光寺
- 七、下野今市如来寺
- 八、美作本山寺
- 九、紫衣、僧正は天台のみ

近世天台宗教団における南光坊天海の役割

十、京都大仏供養で左座を主張

十一、彰考館本「大僧正天海行跡」

以上は、天海が天台の復興と共に、自家の権勢利益の吸収に努めたことを述べた。

(中略)

天海の政治上に於ける功績に至っては、全く之と匹敵すること能はざるものである。然しながら、彼は常に純然たる宗教家の態度を失はず、崇伝の「悪」に対する「善」の役まはりで、頗る利得のある地位に立ち、失意の境遇にあるものを庇護し、罪過を犯した者を救済する等、よくその本分を守り、任務を尽したともいえる。今その実例を挙げてみるならば、(実例については項目のみを示す)

一、慶長十九年、大久保忠隣の改易への斡旋

二、同年、小栗忠藏の赦免の斡旋

三、元和五年、福島正則の改易への斡旋

四、寛永八年、松平忠長の蟄居への斡旋

五、寛永九年、沢庵等の赦免への斡旋

六、寛永十一年、松平正綱・伊丹康勝の勘気赦免への斡旋

七、酒井忠世の幽居赦免への斡旋

八、中院通村の赦免への斡旋

天海の開いた請赦の例は、此後上野宮の慣例となり、罪人がその宮の請に依って、特赦せらることは、「増上寺大僧正御願」に依る特赦と共に並び行はれた。

右のように辻博士によつて大変詳細に天海の斡旋行為について紹介されている。そこで本論では辻博士の御論考との重複をさけるため、近世天台宗内における天海の斡旋行為について、新しい用例を紹介しながら、近世天台宗教団における南光坊天海の役割について考察してみたい。

本論では私がつとも良質の史料と考えている古文書を中心として論述して、伝記や記録の史料はできるだけ引用しないことにする。さらに紙数の関係上、古文書の全文を引用することができないため、それぞれの項目に該当する必要な部分だけを引用する。そのため古文書の全容を欠くことになることをお許しいただきたい。

## 一 後継住職の斡旋

慶長十八年（一六一三）と推定される卯月二十四日付の伯耆（島根県）の大山寺岩本院宛の南光坊天海書状（『武州文書』所収）には、仍大山之儀、住持相定候義候而、又不極事候、正覚院相談仕、従是可申越候、

とある。この書状の全体像は拙稿「南僧正天海」署名の発給古文書について（『鴨台史学』第9号 平成二十一年三月刊行予定）を参照していただきたいが、伯耆大山寺の後継住職に、天海は比叡山の正覚院豪盛と相談して、比叡山の葉樹院久運を派遣することを伝達している。これは天海が大山寺一山内部で起った紛争に介入して、幕府の寺社行政の要職にあつた金地院崇伝、京都所司代板倉伊賀守勝重、有力者の施葉院宗伯などと相談して、このように斡旋したのである。

寛永元年（一六二四）と思われる卯月十日付の藩主最上源五郎義俊宛の大僧正天海書状（立石寺文書）には、

然而最上山寺之庵室跡之儀、観音院内意付、中性坊申付申候、弥寺相続仕候様可被致事候、彼寺之儀、貴公御先祖之遺所候間、別而被入御念成立候様令指図任意候、

とある。これは最上（山形）の山寺の庵室の後継住職について、天海は一山内の観音院の意向をうけて、中性坊に任命している。そして天海はすでに所領替になつていたが、山寺の有力檀越最上源五郎義俊に助成を要請している。

寛永二年と推定される六月十日付の比叡山横川の別当代・学頭代中宛の大僧正天海書状（現蔵者不明）には、

惠<sup>鼠尾</sup>心院遠行驚入候、（中略）跡職之儀、院内中可然様相談尤候、

とある。また同年と思われる十月十一日付の比叡山松禅院宛の大僧正天海書状（「慈眼大師御年譜付録」所収）には、

将亦惠心院跡職之事、惠光坊相続有之様との儀、院内無別条上者、於我等者無相違候、併名高寺院候間、一往可経上意候、

とある。これを見ると、比叡山の惠心院良範が亡くなった後で、天海は後継住職を院内から選出するように指示している。そして実際に後継住職は惠心坊が選出されている。天海も異存なき旨を伝えるとともに、惠心院は高名な寺院であるので、後継住職について、將軍の了解を得るといつている。

年未詳の五月六日付の春日岡（栃木県）門徒中・檀那中宛の大僧正天海書状（惣宗寺文書）には、

三海病氣故閑居候由、後住之事得 御誕可申付候間、其内為六供留主番、万仕置等、如三海時申付候、とある。これを見ると、天海は春日岡（栃木県佐野）惣宗寺の門徒や檀那に対して、住職三海が病氣で隠居したので、後継住職は御誕を得て、即ち將軍の命をうけて、申付けるので、それまで寺をしつかり管理するように伝達している。

寛永十九年（一六四二）と推定される二月二十五日付の比叡山松禅院宛の上野執当衆双蔵院・最教院・竹林坊連署書状（『慈眼大師全集』下巻、比

叡山日記所収)には、

惣持坊乍大儀、勸学院住持有之候様にと、大僧正被仰付候、

とある。これを見ると、比叡山北谷惣持坊周海が、寛永十九年二月に天海の命によって、美濃(岐阜県)の勸学院の後継住職に任命されていることがわかる。

年未詳の六月六日付の岡山城主池田光政宛の大僧正天海書状(『岡山県古文書集成』四、大賀島寺文書)には、

然に貴国大賀嶋等覚院跡敷之儀、御家老衆迄申入候処、被聞召届候由忝候、遠国之事候間、台家之儀、弥以憑入存候、

とある。これを見ると、天海は備前(岡山県)の大賀嶋等覚院の後継住職について、藩主池田光政に申入れをしている。さらに六月七日付の池田光政から天海に宛てた書状(同寺文書)には、

隨而備前国大賀嶋等<sup>(マ)</sup>学院跡職之儀、最前御使僧へ如申入、何様ニも可然様ニ可被仰付候、

とある。これを見ると、池田光政は天海の申入れをうけて、大賀嶋等覚院の後継住職は天海次第と返答している。そして実際に六月十四日付の池田光政から在地の家老衆に宛てた書状(同寺文書)には、

太賀嶋<sup>(マ)</sup>東覚院跡式之儀、従大僧正御理候条、何様ニも僧正御下知次第と申入候之処ニ、明鏡坊ニ住持御申付候由、被仰越候、

とある。このように大賀嶋等覚院の後継住職は、天海の申入れ通り、藩主池田光政の了解を得た上で、明鏡坊が住職に任命されていることがわかる。この形式が地方の有力天台宗寺院の後継住職任命の基本的なスタイルである。

## 二 有力者への仲介・斡旋

年未詳の正月二十一日付の大僧正天海宛の妙法院禿然書状(「慈眼大師御年譜附録」所収)には、

先以日光山参向之事、<sup>并</sup>羊僧開壇之義、伝奏注進之趣承候、別而外聞旁難申尽次第候、御次而之刻、大樹御前可然様、御取成偏頼入候、とある。これを見ると、京都妙法院門跡禿然は自身の日光山参向のことなどについて、天海へ將軍への取成しを依頼している。

年未詳の三月十六日付の大僧正天海宛の紀伊大納言徳川頼宣書状(『熊野那智大社文書』第三所収)には、

然者熊野実法院罷上候節、御懇意之芳札過当之至候、就中、以御肝煎、御目見仕之由令満足候、

とある。これを見ると、紀伊藩主徳川頼宣が天海の肝煎によって領国内の熊野実法院が將軍に御目見得できたことの御礼をいつている。このように御

三家の藩主徳川頼宣も天海の実力を充分認めていたようである。

年未詳の六月八日付の大僧正天海宛の江戸幕府年寄衆松平伊豆守信綱・酒井讃岐守忠勝・土井大炊頭利勝連署書状（『武州文書』「文政寺社書上」所収）には、

将亦八町堀金蔵寺替地屋敷之事承候、奉得其意候、疎意存間敷候、

とある。これを見ると、天海は天台宗寺院江戸八町堀金蔵寺の替地について幕府の年寄衆に申入れをしている。これに対して年寄衆はこの申入れを承知し、「疎意存間敷候」といい、大切に対応すると答えている。

年未詳の六月十日付の最教院晃海宛の江戸幕府の普請奉行衆黒川八左衛門、駒井次郎左衛門、朝比奈源六連署書状（『文政寺社書上』浅草寺社書上甲三所収）には、

以上

一書令啓上候、仍而金蔵坊寺地之儀、今日相済申候、先者大僧正様被加御言葉候条、御次テ之節、右之旨可被仰上候、恐惶謹言、

六月十日

黒川八左衛門（花押）

駒井次郎左衛門（花押）

朝比奈源六（花押）

最教院<sup>（晃海）</sup>

御侍者中

とある。これを見ると、天海の申入れ通り金蔵寺の替地は実施されている。しかも普請奉行衆は天海の言葉通りに実施したことを弟子の最教院晃海に伝達している。天海が江戸幕府の役人達に大きな影響力をもっていたことがわかる。

年未詳の五月十五日付の鳥取藩の家老衆荒尾内匠成利・荒尾志摩守高就・和田飛騨守三正・乾甲斐守直幾宛の大僧正天海書状（鳥取大雲院文書）には、  
就其相模守殿為御祈願所上者、長寿院へ貴国天台宗諸法度之書物遣候間、弥以御取立頼入候、

とある。これを見ると、天海は新興の藩主菩提寺長寿院を鳥取天台宗寺院の触頭に任命して、天台宗諸法度を同寺に伝達することを同藩の家老衆に申入れ、長寿院を取立てくれるように頼んでいる。

年未詳の九月十四日付の大僧正天海宛の青蓮院門跡尊純書状（『慈眼大師御年譜附録』所収）には、  
殊拙僧義年寄衆迄、御取成之段、外実本懐此事候、

とある。これを見ると、天海が青蓮院門跡尊純を江戸幕府の年寄衆に取成していることがわかる。

年未詳の霜月六日付の梶井宮三千院門跡最胤宛の天海書状（三千院文書）には、

藤原和泉守高虎  
藤泉州下向を被聞召合、為御取成候間、御発足奉待候、

とある。天海は梶井宮三千院門跡最胤に対して、藤堂和泉守高虎の下向を待つて取成すことを約束している。

寛永六年（一六二九）の後二月二十一日付の近江（滋賀県）の仁正寺藩主市橋伊豆守長政宛の大僧正天海書状（桑実寺文書）には、

然者貴公御領分之内、江州桑実寺山門末寺之事候間、御入魂候而可給候、同別所正覚院者、一山之役人之事に候、然去年少申事在之由候へ共、手代衆被入情故、無別儀候由可被聞候、弥如前之法流等致相統候様任置候、

とある。ここでは天海が在地の領主市橋伊豆守長政に山門末寺の桑実寺の紛争解決を宜しくと頼んでいることがわかる。

寛永十六年（一六三九）三月二日付の美濃（岐阜県）の在地の代官岡田将監善政宛の大僧正天海書状写（『岐阜県史料』史料編 古代・中世一所収 南宮神社文書）には、

南宮ノ義閑ケ原御陣之時炎上故、寺社之作法知行方モ猥ノ由候、幸今度御造宮被仰付之上者、為末代候条、南宮権現註之御奉公ニ御改頼入存候、社僧社家ニヨラス、社役ヲモ不仕者ナトノ知行取申事不謂義候、是等ヲモ御改任入候、

とある。これを見ると、天海は美濃一宮の南宮神社の造宮について、在地の代官岡田将監善政に宜しくと頼んでいる。天海が南宮神社の造宮のことをこのように幹旋しているのは、南宮神社の別当蓮花寺が天台宗寺院であつたからであらう。

このように様々の場面で、天海が自己の配下の天台宗寺院のことを、在地の領主や代官に頼んでいる事例がこの外にも数多く見られる。年未詳の八月二十日付の京都所司代板倉周防守重宗宛の大僧正天海書状（大津聖衆來迎寺文書）には、

然者了竹宮之儀付、上せ申候間、万事乍御六ヶ敷、御指引頼入候、

とある。これを見ると、了竹宮のことについて、そちらの方へ行かせるので、困難なことであるが、宜しく指引きをしてほしいと、天海が京都所司代の板倉周防守重宗に頼んでいる。京都所司代は西国の寺社行政を担当しており、もつとも寺社行政に影響力をもつた人物とも、天海は親密な関係にあつたことがわかる。

### 三 他宗との争論・訴訟における天海の幹旋

元和元年（一六一五）の六月二十二日付の江戸崎不動院宛の南僧正天海書状（東叡山津梁院文書）には、

然者近年真言宗乱に素絹着用申候条、用所之旨有之事情間、尔昔絹衣沙汰之砌、勅誥被成下、口宣、其外書物、皆悉急御上尤候、吉田兼主へも此趣書状遣候間、談合候而可然候、

とある。これをみると、天海は上方で真言宗と天台宗との間で争われていた素絹の法服用規準について、かつて常陸（茨城県）で争われた素絹の着用基準の争論の資料を送り届けるように関東の天台宗寺院に指示している。

『本光国師日記』所収の元和二年今月吉祥日付の奉行中宛の越後（新潟県）古志郡蔵王先别当目安状には、

一、越後州古志郡蔵王堂者、慶長十九年（一六一四）三月に天海は越後の蔵王堂を天台宗化して、関山宝蔵院を任職として派遣している。これに対して蔵王院别当をはじめ一山衆は、往古は天台宗であつたが、現在五代まで真言宗であり、無縁の天台僧関山宝蔵院に押領される理由はないと、奉行中に訴えている。蔵王堂は三百石余の神領をもつており、これも天海が大きな所領をもつ寺社の天台宗化をはかった一例に加えられるものであろう。

次に肥前（佐賀県）の一宮争論における南光坊天海の斡旋振りについて紹介してみたい。私はかつて拙稿「天台宗南光坊天海と真言宗知足院光誉―特に肥前国一宮争論を中心に―」（大久保良順先生傘寿記念論文集『仏教文化の展開』）と題して発表したことがあるので、詳細は拙稿を参照していただきたい。

蒙安寧之御誥度事、

とある。これをみると、慶長十九年（一六一四）三月に天海は越後の蔵王堂を天台宗化して、関山宝蔵院を任職として派遣している。これに対して蔵王院别当をはじめ一山衆は、往古は天台宗であつたが、現在五代まで真言宗であり、無縁の天台僧関山宝蔵院に押領される理由はないと、奉行中に訴えている。蔵王堂は三百石余の神領をもつており、これも天海が大きな所領をもつ寺社の天台宗化をはかった一例に加えられるものであろう。

次に肥前（佐賀県）の一宮争論における南光坊天海の斡旋振りについて紹介してみたい。私はかつて拙稿「天台宗南光坊天海と真言宗知足院光誉―特に肥前国一宮争論を中心に―」（大久保良順先生傘寿記念論文集『仏教文化の展開』）と題して発表したことがあるので、詳細は拙稿を参照していただきたい。

肥前の一宮争論とは、江戸時代初期に肥前の河上社（佐賀郡大和町川上）と千栗社（三養基郡北茂安町千栗）が一宮を争つた事件である。一宮の争論であるが、実際は両社の別当寺院である河上社の実相院と千栗社の妙覚院が争っている。実相院は正保四年（一六四七）に藩主から真言宗の国内宗頭人に任ぜられ、妙覚院も同年天台宗の国内宗頭人に任ぜられている。両寺ともに肥前国における両宗を代表する寺である。そのため河上社、実相院側には真言宗の知足院光誉が、千栗社・妙覚院側には天台宗南光坊天海がついて対立することになるのである。

元和五年（一六一九）の三月七日付の梨門三千院門跡最胤宛の天海書状（三千院文書）には、

将亦千栗山、川上山出入之儀付而、先年某委伺叡慮候節、御震筆之旨、具鍋嶋信濃守（鍋嶋信濃守）へも申談、被聞届候而、国へも被申下候、右之通関白殿（通関白殿）へも御物語来入候、縦以来何方よりも大樹（大樹）へ公事あがり候共、某有様御尋候て可申上候、京都之儀者御前任置候、

とある。この天海書状の年代推定は『大日本史料』十二編の元和五年雜載所収の「門主伝」による。元和五年三月七日に天海は京都三千院門跡最胤に

千栗・河上両社の争論について、先年自分が後陽成院に直接伺ったところ、千栗社に理運の宸筆を下されたとのことである。このことを肥前藩主鍋嶋勝茂にいつてあり、関白二条昭実にも宜しく頼んであるから、京都のことはそちらの方で宜しく取計らつてほしい。どこから將軍に訴訟が上つても自分が説明するから安心してほしいとの連絡をしている。

同年の九月二十三日付の肥前藩主鍋嶋信濃守勝茂宛の南僧正天海書状写（実相院文書）には、

将又千栗山之儀、院宜旧記先皇震筆等分明之上、伝奏無疑候、然共若又河上山申分残候ハ、如何候、為念可申越由、伝奏ち承候条、如此二候、此度河上山不罷上候者、於此方可為落着候、御分別過申間敷候、

とある。これを見ると、天海は肥前藩主鍋嶋勝茂に千栗社理運の院宣は後陽成院の宸筆にまちがいない旨を伝え、河上社にすぐに上洛させるようにと要請している。

同年の霜月二十七日付の鍋嶋勝茂宛の大僧正天海書状写（実相院文書）には、

抑千栗山川上山就一宮相論、互捧数通之証文、累年続日訴申之間、後陽成院様糺旧儀明証文、千栗山被属理運、忝被下 御震筆了、寔文約義明、天鑑無私之間、能々被遂拝覽、幸貴公国主之儀候間、早速被加下知尤候、自今以後万一申掠人雖有之、一切不可有許容、

とある。天海は鍋嶋勝茂に対して実相院尊純の敗北を一方的に伝達している。その中で京都における千栗社の理運の旨後陽成院の宸筆が下されていると伝えていたが、後陽成院在世中にこのような一宮争論について裁許をしたことはないはずである。天海は前述の元和五年三月五日付の天海書状の中で、後陽成院の叡慮を伺いがあるので、このことを一方的に主張しているのではないかと思われる。後陽成院の宸筆の実否は明確でないが、いずれにしても京都における一宮争論は天海の斡旋により幕府関係者の助力を得た千栗社、天台宗側がとりあえず勝利を収めたようである。

次に京都の北野社で江戸時代初期に祠堂松梅院などと宮仕達が座配をめぐる対立した事件で、この事件に天海がどのように介入したかを紹介してみたい。この事件については拙稿「南僧正天海」署名の發給古文書について（『鴨台史学』第9号 平成二十一年三月刊行予定）を参照していただきたい。

『駿府記』の慶長十八年（一六二三）六月十八日の条や、『本光国師日記』の同年六月十九日の条をみると、北野社の祠堂松梅院と宮仕達との座配争論は幕府の裁許により、松梅院側の勝利となり、宮仕側の一臈能閑は改易処分となっている。そして北野社の支配はすべて別当である曼殊院門跡良恕次第ということになっている。

『北野社家日記』の元和二年（一六一六）二月十日の条には、

竹内殿より御教書参、目代持参、某御教書如此也、

能閑度々曲事之子細有之間、任旧例早可有罪科之旨、一社中可令相触給之趣被仰出候也、恐々謹言、

元和二年  
十二月十日

梅寿丸

政所 御坊

とある。元和二年にもこの問題は再発していたようであるが、ここでも曼殊院門跡良恕の裁許により宮仕の能閑は罪科に処せられ、追放されている。ところが、元和三、四年頃のものと思われる卯月晦日付の曼殊院門跡内の岡本治部宛の能閑書状（北野光乗坊文書）には、

今度御社務様へ南光坊僧正様被仰上候付而、我等之儀御赦免之段忝存候、

とある。これを見ると能閑は天海の斡旋によって、追放を赦免されている。さらに同年と思われる六月十七日付の北野宮仕中宛の南光坊天海書状（北野社文書）には、

今度竹門様申、一老能閑如前々直候、然者松梅院与宮仕中座拜之儀者、竹門ニ御構被成間敷旨、被仰候間、追而可被相究候、先以還住珍重二候、

とある。これを見ると天海は曼殊院門跡良恕に直接申入れ、一老能閑の追放を取り止め、能閑を還住させている。しかも極めて特異な事例であるが、天海は北野社の支配は曼殊院門跡次第とした幕府の裁許を否定して、能閑を還住させ、しかも座配については曼殊院門跡良恕の関与も否定している。辻博士も指摘されているように、天海は多くの訴訟・裁判について、天台宗側の立場にたつて介入、斡旋しているが、北野社の場合は、天台宗の曼殊院門跡良恕の立場を否定して、宮仕能閑のために介入・斡旋している。現在この特異な事例の背景について、その理由を明確にすることはできない。しかし、このような特異な事例があったことも指摘しておきたい。

年未詳の七月十六日付の大僧正天海宛の仁正寺藩主市橋下総守長政書状（東南寺文書）には、

先年浄厳院（安土・浄土寺）と出入御座候、若左様之儀ニ御座候ハ、（マゴ）右御存知之事ニ候間、可然様奉頼候、

とある。これを見ると、天台宗寺院桑実寺と交流をもっていた仁正寺藩主市橋下総守長政は、安土の浄土宗寺院浄厳院との間で、出入が起つたならば、桑実寺のことを宜しく取成してほしいと、天海に頼んでいる。

年未詳の九月朔日付の上野執当衆最教院、竹林坊、双厳院宛の寺社奉行衆安藤右京進重長と堀市正利重連署書状（「慈眼大師御年譜附録」所収）には、  
然者富士山伏辻之坊と大教坊出入候義、大僧正様被聞召、思召之通被仰越候趣、得其意存候、

とある。これを見ると、天海は富士山伏の争論にも介入している。幕府の寺社奉行衆が天海の思召の通り承知したといっているので、天海は富士山伏の争論にも充分影響力をもっていたことがわかる。

以下は、天台宗内の争論・訴訟の事例であるが、天海の実力者振りがよくあらわれている。

年未詳の卯月晦日付の書写山の惣中・松寿院宛の大僧正天海書状（円教寺文書）には、

今度書写山対象徒中、座方共不義申乱、背惣中并本坊下知之段、曲事故、則菊円・長源・菊善・定源・教住・祐円・長宗、江戸へ越候、七人之者、  
從御公儀流罪と被仰付候へ共、剃髮候者之事候間、被成御赦免候様にと、我等申に付而、播磨国中御弘被成候、

とある。これを見ると、書写山円教寺の一山内部において対立して、座方の僧が、惣中や本坊の下知に背き、七人のものが江戸まで出訴した。ところが幕府の裁許により七人の僧は流罪ということになった。これに対して天海は出家者のことであるので罪一等を免じられたいと願ひ出て、播磨一國追放に減刑されたことを書写山側に伝えている。

年未詳の二月四日付の川越中院の寺家衆・正観坊・池田勘右衛門宛の寛永寺執当衆双嚴院豪倪・最教院晁海連署書状（中院文書）には、

仍而志垂之郡安養院と申者、中院旦那を我侬吊申候由、曲事二候、然者彼者從中院追放被申候処、承引不申、婦寺仕居申候由、重々徒者二御座候、急度被遂穿鑿、此方へ可被申上候由、大僧正様御意二候、右申分無之候二においてハ、早々御追放尤二候、

とある。これを見ると、安養院は勝手に葬儀を執行したため本寺中院から追放処分となったが、承知せず、安養院に居すわった。それに対して天海は必ず調査をしてこちらに報告するように、そして早々に安養院を追放することを指示している。これは他宗との訴訟・裁判とは異なるが、天台宗内の紛争の最終決定権を天海がもっていたことを示す事例である。

#### 四 新興寺院への斡旋

寛永九年（一六三二）霜月吉日付の円福寺宛の大僧正天海の東叡山直末補任状（毛呂山円福寺文書）には、

武州山根新地建立至神妙、依之号円福寺、令補東叡山直末者也、

とある。これを見ると、天海は新設の寺院に円福寺の寺号を与え、いきなり東叡山の直末寺院に補任している。

寛永十四年二月二十六日付の上野（群馬県）の常光寺宛の大僧正天海の東叡山末寺補任状（上野常光寺文書）には、

上野国甘楽郡小坂村依新寺起立、号坂照山常光寺者也、者自今以後、為東叡山末寺、真俗之経歴不可有怠慢者也、

とある。これを見ると、天海は新設の寺院に対して、坂照山常光寺の号を与え、東叡山の末寺に補任している。

寛永二十年正月十七日付の川越の高松院宛の大僧正天海の喜多院直末補任状（三芳野神社文書）には、

因茲 征夷大將軍家光公御再興之寺社異他靈跡矣、故從往古号広福寺、今亦新号三芳山高松院、令補入東郡星野山喜多院之直末畢、

とある。ここでも天海は徳川家光によって再興された三芳野神社の別当高松院に対して、新たに三芳山高松院の号を与え、喜多院の直末に補任している。

年未詳の十一月朔日付の鳥取藩家老宛の大僧正天海書状（鳥取大雲院文書）には、

就其勝五郎殿祈願所大乘坊へ御申付令満足候、即長寿院と院号申付候、

とある。ここでは新たに鳥取に入国した池田勝五郎光仲が在地の大乘坊を祈願所に任命した。そこで天海は大乘坊に長寿院の院号を与えている。

これらの事例に見られるように、天海は新設の寺院を保護し、取立てるために東叡山や喜多院の直末にして、山号・院号・寺号を付与して、格式を調えたのであろう。

これ以外に新設の寺院であるかどうか明確でないが、天海が東叡山の直末として、山号・院号・寺号の三号を付与している例が数多く見られる。寛永十七年正月吉日宛の高蔵寺宛の大僧正天海の東叡山補任状（高蔵寺文書）には、

武州男衾郡松山郷今市村

宝珠山 高蔵寺 地福院

右属江戸東叡山直末畢、者自今以後、守本寺之命、可専寺院相統者也、

とある。このように天海は高蔵寺に山号・院号・寺号を付与して、東叡山の直末に補任している。

寛永十九年三月二十八日付の観音寺宛の大僧正天海の東叡山直末補任状（萩原家文書）には、

上野州賀美郡黛村

大悲山 観音寺 普門院

右東叡山属直末之間、自今以後、弥天下安全之御祈祷、不可有怠慢者也、

とある。このように天海は観音寺に山号・院号・寺号を附与して、東叡山の直末に補任している。

このような事例は全国各地で見られるが、三号を附与された寺院は特別由緒のある寺院とも思われないので、それらの寺院を保護、取り立てるために、天海が幹旋したものと考えている。

なお、本稿については拙稿「関東天台の本末制度——特に天海の東叡山直末制度について——」（『仏教史学研究』第三十号第一号 昭和六十二年六月刊）をも参照していただければ幸いである。

## 五 朱印状の幹旋

天海の天台宗寺院への朱印状の幹旋振りについては、私はかつて拙稿「南光坊天海の天台宗寺院への朱印状幹旋」（北条賢三博士記念論文集『イン

下学諸思想とその周延』平成十六年六月刊」と題して発表したことがある。今回は内容の重複を避けているが、併せて御一読いただければ幸いである。慶長十八年（一六一三）の七月十八日付の『本光国師日記』所収の江戸幕府年寄衆本多佐渡守正信宛の金地院崇伝書状には、

浅草観音院去春南光坊同道に而参府候、於御前論議被申上、御感候、浅草寺御朱印之儀申上、則頂戴被申候、従是南光坊同道に而上洛、とある。これを見ると、天海が御前論議の時に、浅草寺の朱印を願ひ出て、許可されていることがわかる。

同年の八月二十日付の『本光国師日記』所収の松平右馬助宛の金地院崇伝書状には、

三州瀧之寺御朱印之儀、南光坊如御存知御前へ申上候、

とある。これを見ると、三河（愛知県）の瀧の瀧山寺の朱印状について天海が仲介、斡旋していることがわかる。

元和四年（一六一八）と思われる二月二十八日付の関白二条昭実宛の南僧正天海書状（三千院文書）には、

然者於日光山梶井御門跡へ御本坊知行以下、先以被進之候、以来者別而可有御入魂候間、加増をも可被進之候かと存候、

とある。京都梶井門跡は元和三年九月に朱印状をもらつており、この書状は月日から考えて、翌元和四年のものであろう。これを見ると、天海は日光において、京都三千院の梶井宮門跡の知行についても斡旋していることがわかる。

同年と思われる三月十六日付の梶井宮門跡最胤宛の天海書状（三千院文書）には、

追日大樹（御念）我等へ御惻切候、可御心易候、知行之加増なども、於日光山昨十五預候、忝候、

とある。このように天海は直接三千院梶井宮門跡最胤に知行の加増を伝達している。

この項目の最後に、前回の拙稿で見落していた天海の朱印状の斡旋振りを示す格好の史料が、上野（群馬県）の柳沢寺で確認されているので、それを紹介してこの項目のまとめにしたい。

年未詳の九月三日付の領主安藤右京進重長宛の大僧正天海書状（柳沢寺文書）には、

一筆令啓候、貴殿御領中上州郡馬府柳沢寺領高参拾石之所、於桃井郷従先規付来、貴殿御拝領以後弥無相違、于今寺納仕候事無紛、又寺院古跡無其隠、当住も学問相統之者候、殊従前代天下安全之御祈祷、毎年無怠令修行候、幸御領分之事候間、御次而を以 御朱印頂戴仕候様ニ頼入候、先従貴殿為証文御書出可被下候、寺院為後代候間、御建立と思召被入御精可給候、恐惶謹言、

九月三日

大僧正 天（花押）

安藤右京進殿

人々御中

とある。これを見ると、天海は柳沢寺の在地の領主安藤右京進重長に寺領三十石の朱印化を願ひ出ている。この頃安藤右京進重長は幕府の寺社奉行を

勤めており、朱印状の仲介にはもつとも適切な人物である。この書状の年代推定については後述する。

年未詳の九月三日付の大僧正天海宛の安藤右京進重長書状（柳沢寺文書）には、

猶以、柳沢寺々領 御朱印御訴訟之義被仰越候通、相心得存候、（寺奉行・松平出雲守勝隆）出雲所へも、右之段可被仰遣候、以上、

尊書致拜見候、然者拙者領内之柳沢寺寺領 御朱印之義被仰越、奉得其意候、右之趣雲州方へも、委可被仰遣候、猶期尊顔之時候、恐惶頓首、

九月三日

安藤右京進 重長（花押）

（大僧正天海）  
大僧正様

尊答

とある。これは前述の天海書状に対する安藤重長の返書である。これをみると、安藤重長は天海の申入れを受け入れて、同じ寺社奉行仲間の松平出雲守勝隆に伝達している。この書状の年代推定についても後述する。

年未詳の九月五日付の天海の弟子の上野執当双巖院豪倪宛の寺社奉行松平出雲守勝隆書状（柳沢寺文書）には、

以上

従大僧正様貴墨致拜見候、然者安藤右京進殿領内、上州郡馬府柳沢寺領 御朱印之儀被仰下候、今程左様之御沙汰無御座候間、重而御次而之刻、

各可致相談候、右之通、右京殿へも被仰入之由、奉得其意候、此等之趣、可然様ニ可預御心得候、恐々謹言、

九月五日

（寺社奉行）  
松平出雲守 勝隆（花押）

（豪倪）  
双巖院

とある。同僚の安藤右京進重長の連絡を受けた寺社奉行の松平出雲守勝隆は、天海からの柳沢寺への朱印状の申入れは承知したが、現在幕府は朱印状を発給していないので、序いでの方に相談して発給したいと、天海の弟子の上野執当双巖院豪倪に報告をしている。天海の申入れではあるが、この時には柳沢寺に朱印状は出されなかった。この三通の書状の年代推定であるが、寺社奉行を安藤右京進重長と松平出雲守勝隆の二人が勤めている。初期の寺社奉行は三人体制であったが、寛永十九年（一六四二）七月十日に堀式部少輔直之が亡くなっており、これらの書状の九月三日、九月五日の日付から考えて、寛永十九年以降のものであろう。次のこれらの書状の差出人の一人南光坊天海が寛永二十年十月に亡くなっている。これらの三通の書状は、寛永十九、二十年のいずれかのものであろう。寛永年間の朱印状は寛永十三年十一月に発給されたものが多く、天海の力をもってしても時期はずれの朱印状の発給は難かかったようである。

## 六 僧位・僧官の斡旋

年未詳の六月十六日付の妙法院坊官の今少路某宛の施薬院宗伯書状（妙法院文書）には、

就中北院極官之儀も被得御意、相済申候様に、勸修寺殿へ被仰遣候様に、御取成奉頼存候、南光事御肝煎被成儀、忝次第候、とある。これを見ると、北院の極官、すなわち僧正成について南光坊天海の肝煎があつたことがわかる。

年未詳の正月二十一日付の大僧正天海宛の妙法院門跡堯然書状（「慈眼大師御年譜附録」所収）には、

養源院極官之事、今度日光山參向之事候条、此度相調候様、偏頼入候、

とある。ここでも京都養源院極官の事、すなわち僧正成について、妙法院門跡堯然は天海に依頼していることがわかる。

寛永九年（一六三二）の極月二十七日付の大僧正天海宛の妙法院門跡堯然書状（旧喜多院文書）には、

将又養源院院家之事、是又事済候様に頼存候、

とある。ここでも養源院の院家のことについて、妙法院門跡堯然は天海に依頼している。

『本光国師日記』の寛永九年三月十九日の条に、

十九日之晩、大僧正ち双巖院・寂光院・最教院三人使に來、僧正に成候衆ノ覺書來ル、案在左、

僧正跡

毘沙門堂御門跡

唯願至

喜多院

院家

智樂院

願至

中之院

統目

中之院

長沼

宗光寺

統目

長福寺（ママ）

金鑽山

大光普照寺

統目

金鑽山

三途合流

長福寺（ママ）

已上

小野

逢善寺

春日岡同上

蜜室

千妙寺

月山寺同上

顯蜜禪

長樂寺

日増院同上

右之外依人出世

右之外雖有之略了

三使之口上は、僧正室は理運之上に候、春日・月山・日増は新規に候間、宗光寺・逢善寺・千妙寺明而候間、三人を直、其上僧正に尤之由也、

とある。これを見ると、天海は天台宗内における僧正成寺院の推薦権を独占していたことがわかる。しかも春日岡と月山寺と日増院の三箇所を強引に僧正成に推薦している。

『本光国師日記』所収の寛永九年の九月二日付の本光国師金地院崇伝宛の大僧正天海書状には、

然者内々申候極官之儀、次第有御座物候、併一度に者怒之儀候間、二ツに相分、可然之由、九条殿も御異見候間、尤之儀候、順次候へは、三途台・金鑽・春日岡・寒松院・日増院候へ共、此度者、先春日岡・金鑽・日増院、此参院を可被成候、其後三途台・寒松院をは可申候、智楽院は院家之事と申、紅葉山権別当候間、今度之衆に可然候、但、此人は明日をも不期体候へ共、後生之儀候間申事候、日増院事は、尾州権別当之事候間、猶以之事候、

とある。これを見ると、天海は僧正成の順番について、二回に分けて、最初に春日岡・金鑽・日増院の三人として、その後三途台・寒松院の二人としたらどうかと、金地院崇伝に申入れている。なお、智楽院は紅葉山権別当で、しかも明日をわからない状態なので、特別に今回の枠に入れてほしいといっている。これらの『本光国師日記』の記述をみると、当時の天台宗寺院の僧官の推薦権を天海が握っていたことがよくわかる。

## まとめ

近世初期の仏教界において、天台僧南光坊天海の実力は天台宗内のみならず、仏教界全般、さらには江戸幕府内部にまで浸透していたことは、すでに辻善之助博士が指摘されている通りである。本稿では内容の重複を避けて、天台宗教団における天海の役割を確認するために、天台宗内における天海の仲介・幹旋行為について検討を加えてみた。その際、私ほもつとも良質な史料と考える古文書を中心に論述しようと試みた。その結果、史料の整理過程で目立った「後継住職の幹旋」「有力者への仲介・幹旋」「他宗との争論・訴訟における天海の幹旋」「新興寺院への幹旋」「朱印状の幹旋」「僧位・僧官の幹旋」の六項目を中心に論述した。しかし天海の単発的な幹旋行為はこれ以外にも多数存在する。

これらを通して、近世初期の天台宗教団における天海の立場をみると、慶長年間までは関東の有力寺院や京都の門跡寺院に対する遠慮があったようであるが、元和年間以降になると、天海は京都の北野社の座配争論で、別当である天台門跡曼殊院良恕の裁許を覆したり、年代の検討を要するが、青蓮院門跡尊純にかわって大僧正に補任されるなど、門跡寺院の力を凌ぐ実力を身につけた。さらに江戸に寛永寺を設立して、伝統的な関東有力寺院の上位に位置づけるなど、天海は天台宗教団内における第一人者の地位を確立している。浄土宗の増上寺源誓存、古義真言宗の三宝院義演、新義真言宗の智積院日誉など、各宗の第一人者と比較しても、天海の実力はとびぬけている。しかも天海の場合、その仲介・幹旋振りをみると、天台宗僧侶の

枠を超越した活躍振りである。江戸幕府初期の寺社行政を担当した金地院崇伝の仲介・斡旋振りとは異なり、仏教界だけに止まらず、社会一般にも大きな影響力をもっている。あたかも幕閣の政治に関与した年寄衆のような実力を有している。

これはいかなる理由によるものであろうか。一つには徳川家康の僧侶の登用システムと思われる御前論議でその実力を認められ、家康に登用されたことがきっかけであろう。しかし実体はその後天海が徳川家康・秀忠・家光の三代將軍に長老として三十年余の長きにわたって仕えひこと、さらに百八歳という類稀な高齢さに、彼の学識、加持祈祷力などが相俟った結果であろう。さらに晩年は徳川家光の第三代將軍就任に尽力した功績も加って、家光の絶対的な帰依を得たことが、このような実力を有することになったのであろう。また史料の上では具体的に現れてこないが、江戸幕府の宗教政策に順応した天海の時代の流れを先読みする能力も高く評価すべきであろう。

最後に辻博士以来、天海は天台宗教団の発展のために尽力し、様々な形で天台宗寺院を保護・斡旋したといわれている。事実その通りであるが、例外として、京都北野社の座配争論で、天海は別当である天台宗曼殊院門跡良恕の裁許に反対して、対立した宮仕側に立ち能閑の追放を取り消すべく斡旋している。これは特別の事情があったものと思われるが、現在私にはその理由が不明であり、将来への研究課題である。